

第 4 7 回議会運営委員会記録

令和 7 年 4 月 1 1 日

【開催日】 令和7年4月11日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時25分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	吉永美子		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例の改正について
- 2 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから、第47回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項1点目、議会基本条例の改正についてです。本日、委員外議員として吉永議員が御出席されますが、皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）吉永議員、どうぞ着席してください。

（吉永美子議員 着席）

宮本政志委員長 それでは早速ですが、資料に沿って前文から行きます。資料

を見て御意見等がございましたら言ってください。資料の右側が改正前、左側がこれまでの議論を踏まえた上で改正したものです。まず前文について、御意見等はございますか。

笹木慶之委員 我々の会派は、前文についてはかなりいろいろ議論してまいりましたが、特段の意見はありません。

宮本政志委員長 変更なしですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 前文につきましては、市長と議会の位置を「議会と市長が」と変えるほうがいいという意見が出ていたと思います。それを踏まえて参考資料が出ていますと思います。ここにあるように、選挙によって選ばれるのは議会ではなく議員なので、「議員によって構成される議会と市長が」となると思います。どちらが上とか下とかはないですが、議会基本条例ですので、議会が先というこの改正案に賛同します。

伊場勇委員 大井委員と同じ意見です。やはり、地方自治法にも市長と議会じゃなくて、議会と市長という順番で書かれている。議会が市政運営を行っている中で市長と一緒に両輪として動くという意味を込めまして、議会と市長という順番がよろしいと思います。

吉永美子議員 このことについては、以前より議論してきたところの結果ですので、全く異論はありません。

宮本政志委員長 みらい21と創政会の意見についての異論がないということですか。

吉永美子議員 今回の参考資料として出ている改正案に異論はないということです。

宮本政志委員長 至誠一心会の笹木委員は、変更が必要ないとおっしゃったのはどういう意味でしょうか。

笹木慶之委員 以前から議論しておりますように、市長と議会を逆にして、議会を中心とした「議員によって構成される議会と市長は」という言い方がよかろうという考えです。

宮本政志委員長 ということは、皆さん、改正後の案でいいということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。そうしますと、前文に関しましては、全員が「議員によって構成される議会と市長が」に変更ということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第1条に関して御意見はございますか。あくまでも今までの議論を踏まえた上でのものを出していますから、これ以外に何かあれば言っていただけたらと思います。改正の提案は創政会からでしたね。

伊場勇委員 これについては、「もって」という文言を追加したらいかがかというところで投げかけました。非常に重要な条文でありまして、「市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与する」というところにさらに重きを置くために「もって」という文言を入れるべきだと考えておりますので、改正後案に賛成です。

宮本政志委員長 そのほかの方、御意見はございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、そのほかのことも含めて第1条はこれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第2章、議会の活動原則の第2条に入ります。これも創政会からでしたね。

伊場勇委員 基本条例が制定されて、この間にいろいろな取組をしてきたところです。議会カフェで市民の皆さんをお呼びして意見交換や報告をすること、様々なツールを使っただの広報、これらによって開かれた議会が実践されていると思いますので、「目指す」を「である」に改正というこ

とで。今やっていることはこれからもブラッシュアップしていくべきだと思いますけども、より合理的な形を取る必要があるということで「議会である」にするべきかと思っています。

宮本政志委員長 第4項も創政会からでしたね。

伊場勇委員 第4項についても、「適切な市政運営が行われているかを監視・評価することにより信頼される議会である」と、第1項と同様に「である」とするほうがふさわしいと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から第1項と第4項についての説明がございました。まず、第1項についての御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうすると、第4項についてはどうですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第2条に関しましては第1項と第4項の変更で、ほかはないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、第3条です。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、第4条に行きましょうね。これも創政会でしたね。これは「同一」を削除したんですね。

伊場勇委員 「同一の理念」というところの「同一の」を削除するべきだと思います。政策を中心とした理念は同一であることが前提かということそうではなくて、疑義があればそれを会派の中で協議して、その結果として政策立案や政策提言に資するものですので、「同一の」は必要ないと思います。

宮本政志委員長 改正後の内容について、御意見はございますか。改正部分だけじゃなくても結構です。

吉永美子議員 前にも申し上げたかもしれませんが、政党会派としては、同一というのが基本だと認識していますけれども、政党会派でない会派では賛成するか反対するかが分かれざるを得ないところがいろいろと出

てくることに配慮すると、「同一の」を消すことも容認できると思っています。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、第5条に行きましょう。会議の公開について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、こちらは改正はなしということで、続いて第6条に行きましょう。これはみらい21からでしたでしょうか。

大井淳一郎委員 私の会派から出たわけではないと思うんですが、資料を基に説明させていただきますと、第6条においての変更は「審査して」という表現が加わったことになります。これは本会議のみならず委員会も視野に入れるならば、審査という言葉を入れたほうが分かりやすいのではないかという意見であったと思いますので、これでいいと思います。それも踏まえて、議員相互間のという言葉も委員会を視野に入れて、むしろ自由討議は委員会でなされることが多いことからして、このような表現が明確化されたものと思われまし、これに賛同したいと思います。

伊場勇委員 この条例は、議会の運営に当たって、議員同士が自由に意見を交わして議論を重ねる機会が保障されていることと同時に、その機会を積極的につくる必要があることを述べていると思います。委員会においては、内容はまだまだだとしても、自由討議が積極的に行われていますので、「審査」と「委員相互間」を記載すれば、より自由討議の場をつくる必要があるという強調にもなると思います。

宮本政志委員長 そのほか、第6条について何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうすると、この改正内容でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、第7条です。検証は項や号ごとに順番に行ったんですけど、改正の場合は一とおりで行きます。案があれば根拠と改正案を一緒に提示してください。第7条はよろしいですか。（「はい」と

呼ぶ者あり）続きまして、第 8 条、議案及び関連資料の公開です。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、第 9 条、政策討論会です。（「なし」と呼ぶ者あり）第 10 条、行政運営の検証です。これまでの議事録等を全て精査した上で今日の資料を出していますので、この資料にない改正案があれば、それも言っていて結構です。第 10 条はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第 3 章に入りましょう。第 11 条、一般質問です。御意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第 12 条です。これは創政会から改正案が出ましたね。

伊場勇委員 第 12 条については、「又は質疑」を入れております。一般質問だけでなく本会議場や委員会等での質疑についても反問権はありますので、質疑という文言を記載したほうがより分かりやすいのではないかと思います。他の市議会においては、反論する権利を保障しているところもありますけども、本市議会では、反問はあくまでも議員の質問や質疑の論点を整理するために必要な範囲でのみ問い返すことを認めるということになります。

宮本政志委員長 第 12 条について、ほかに御意見はございますか。

大井淳一郎委員 改正については、私も賛同したいところです。今後の課題を意見として言わせていただきます。この反問権は正確に行うと、執行部が議長や委員長に対して、「ただいまより反問権を行使いたします」と言って、議長や委員長が「これを許可します」という手順で行使するんですよ。でも、これをやると流れが遮られてよくない部分もあるんですが、正確に言うともそういう段取りがあります。私もこれを研究したことがあるんですが、反問権の要綱を定めている場合もあります。それをつくるのか、つくらないのか、これはまた今後の課題として、議会運営委員会として議論していければと思います。

宮本政志委員長 貴重な御意見をありがとうございます。現在、本会議ではあ

まりないかもしれませんが、委員会では反問権の行使があり、中には反論権の域に入っているようなことが平気で飛び交うときもありますね。

大井淳一郎委員　それもあるんですが、質問すると、委員長に許可も得ずに執行部が「これはこういう意味でしょうか」と丁々発止で言うんですよ。これ正しい行い方ではないです。かと言って厳密に切って形式ばった結果時間が長くかかってしまうと困るので、この辺をファジーにしなければいけない面もあって、どうしたらいいかという問題があるんです。ですから、条文の改正はこれでいいですけども、今後の課題として検討していきたいと思います。

宮本政志委員長　分かりました。第１２条について、そのほかはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第１３条、質疑です。

伊場勇委員　本会議では包括大綱的な質疑というところについては全て達成しているとはなかなか至っていないところもあるかと思いますが、この条文についてはそのままでよろしいかと思います。

宮本政志委員長　そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第１４条はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第１５条、委員長報告に入りましょう。何か御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、第１６条、賛否の公開です。何か御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第４章に入りましょう。第１７条、委員会の運営です。第１７条についても創政会からでしたか。

伊場勇委員　「委員会は、議案等の審査のみならず様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、所管に関する事務の調査等を機動的に実施するとともに」ということで、「調査」の後に「等」を入れています。とい

うのが、「等」に含まれるのは、例えば視察とか参考人をお呼びして詳しく知見を入れるとかですね。より柔軟に委員会運営や議会運営を行うべきだと思いますので、「等」という文言を入れたらどうかと思っています。

宮本政志委員長 今の伊場委員の意見も踏まえて、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第18条、審議における論点情報の形成です。何か御意見はありますか。

伊場勇委員 これも列記されていることを全て完璧にこなせているかというところじゃないと思います。達成されているかというところ全てがそうではないですが、基本条例としてはしっかり書き込むべきだと思いますので、条文はこのとおりでよろしいと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きます。第5章ですね。第19条、市民懇談会の実施について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第20条、請願者及び陳情者の意見陳述です。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続いて、第21条に行きましょう。

伊場勇委員 ここについては、条文は「参考人制度及び広聴会制度を活用して」となっていますので、見出しもそのように変えたらどうかということですね。実際、本市議会では、参考人制度は柔軟に活用されていますが、公聴会はなかなか開かれていないので、順番的もそのほうがいいと思います。

笹木慶之委員 第21条は見出しがひっくり返っているんですよ。

宮本政志委員長 今、伊場委員が言いましたよ。

笹木慶之委員 それなら大丈夫です。

宮本政志委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、第２２条、附属機関です。これは政治倫理条例の件でよく出ていましたけど、これについて御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 過去の議会運営委員会では、あくまでも政治倫理審査会が附属機関にはなじまないと言いました。総務省は確かに消極的ではありますが、我が市議会の姿勢としては、状況によっては附属機関をしっかりと置いていくという姿勢を表すためにも、この条文は残置すべきだと思います。

伊場勇委員 附属機関の設置は違法とは言えないというところだと思います。そして、事実として議会だけで判断しにくい事案が起こり得るので、議会にも相応の政策形成能力が求められるようになったことを鑑みて、また、「設置することができる」という「できる規定」なので、こういう条文があってもいいと思います。

宮本政志委員長 そうすると、大井委員と伊場委員は、条文を残すということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第２３条、議会広聴の充実については、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第２３条まで行きましたけど、整理したいところがあるので暫時休憩します。

午後２時 休憩

午後２時１５分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。第２４条から入りましょう。議会報告会の実施について、御意見等はございますか。（「なし」と呼

ぶ者あり）それでは、次に行きましようか。第25条、情報の公開について、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次、第26条に行きましよう。これも創政会が案を出しましたね。

伊場勇委員 第26条は、議会広報の充実です。この目的は、多くの市民が議会と市政に関心を持つように議会広報活動に努めるということです。「議会は、情報技術の発達を踏まえ多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます」という一文にしたほうが、より分かりやすいかなと思います。

大井淳一郎委員 この条文につきましては、制定当時は議会だよりが主な広報手段でしたので、第1項の必要性があったんですけども、もう必ずしも議会広報紙だけではないだろうということも踏まえたという改正だと思います。また、第23条、議会広聴の充実の文言と合わせるという意味でも、この改正案のとおりでいいんじゃないかという議論だったと思います。また、吉永議員だったと思うんですが、「独自の観点から分かりやすく情報提供し」という言葉を入れるという意見があり、それらを勘案してこの改正案が出てきたという背景がありますので、これに賛同したいと思います。

笹木慶之委員 第26条は第1項と第2項があったんだけど、議会広報の充実というテーマでいろいろ議論した中で、我々としてもまとめて1条にしたほうがいいんじゃないかなということです。そういった中で提案もあったように、「独自の視点から分かりやすく情報を提供し」という言い方で反映できていると理解しました。

宮本政志委員長 そうすると、意見は同じですね。吉永議員、いかがですか。

吉永美子議員 やはり独自の視点というところが大事だと思いますから、そこ

がしっかり入っているので賛同いたします。

宮本政志委員長 それでは、第26条はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第7章に入しましょう。第27条はもう改正は終わりましたね。では、第28条、議員定数はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、第29条、議員報酬はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、第30条、政務活動費はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第8章に行きましょう。第31条、危機対応はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第32条、議会事務局はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第33条、議会図書室はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第9章に行きましょう。第34条、他の条例との関係及び見直し手続はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に行きましょうね。第35条、条例の見直し等はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第10章に入しましょう。第36条、委任はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、前文から第36条まで一とおり意見を出していただいていたんですけども、最終的に議会運営委員会での委員会議決を取らないといけませんから、もしも改正、削除、追加等の御意見がございましたら、少し休憩時間を取りますので、御意見をまとめておいてください。それでは、休憩に入ります。

午後2時20分 休憩

午後2時45分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。前文から第36条までの御意見等をいろいろと頂きましたけど、それも踏まえまして改正、削除等の御意見がございましたら御意見を頂きたいと思いますが、どうですか。

伊場勇委員 第6条について、自由討議の保障について記載されております。

先ほどは、「審議し又は審査して」ということ、そして、「議員又は委員相互間」というところを変更したらどうかと提案させていただきました。皆さんからも御了承いただいたところでございますが、この基本条例全体を通して見ると、やはり議会は審議するところということなので、「議会は」が主語のところは「審議」で統一したほうが分かりやすいのではないかと思います。この第6条に、「又は審査」と入れると、第22条なども同じようなところがあって、トータルで見比べると、「議会は」が主語のときは「審議」で統一したほうが分かりやすいと思いますので、私から提案したものではございますが、そのように訂正して、第6条は改正しないことをお願いしたいと思います。

宮本政志委員長　今、伊場委員から第6条について御意見がございましたけど、そのほかの皆さんの御意見はどうですか。

大井淳一郎委員　第6条については、私も発言しましたので、述べさせていただきます。審査と審議と調べますと、伊場委員の言われるとおり、一連の審査の過程が審議であるということからすれば、「議会」が主語のときは「審議」という言葉が適切であろうと考えます。第6条は「審査する」という言葉を入れるという意見に賛同したものの、「審議」という従来のままということに訂正したいと思います。

笹木慶之委員　私も大分迷った部分ではありますが、いろいろ見てみたときに、やはり今までどおりでもいいんじゃないかという感じになりました。

吉永美子議員　本会議と委員会でそれぞれ出したほうが確かに分かりやすいと、委員会でも自由討議をするわけですからそこも加えたほうがよいと思いましたけれども、大井委員から話がありましたように、審議という言葉の意味を尊重して元に戻すことに異論はありません。

宮本政志委員長　そうしますと、第6条に関しては訂正等せずにそのままとい

うことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 今、伊場委員が第２２条と言われたので、補足します。２２条を見ますと、「議会は」が主語であっても「審査」となっているんです。これは一見、「審査」じゃなくて「審議」じゃないかとも思うんですが、これはあくまでも附属機関の設置に関する条文でございまして、設置の過程で審査とか諮問とか調査とかで必要があれば置くという条文ですので、ここは「審議」とせず、「審査」のままでよろしいと考えます。主語は「議会」ですが、「審査」のままでいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から第２２条、附属機関の設置の件で意見がございましたけど、これは今の条文のままでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 第２１条について、見出しと本文の順序を合わせたらどうかということがございました。条文は「参考人制度及び公聴会制度」となっていますので、見出しも「（参考人制度及び公聴会制度の活用）」としたらどうかと思うんですが、変えた場合に何か問題があるのでしょうか。事務局の見解をお聞きしたいと思います。

宮本政志委員長 見出しに「制度」を付け加えるかどうかというところで、事務局、何か見解はございますか。

岡田議会事務局議事係長 結論から申しますと、見出しと本文のどちらに合わせただけでも、意味が大きく異なることはないと考えます。当初、この見出しの改正を委員長と御相談した際には、「参考人制度と公聴会」と「会」で止めておりました。これは物の本で「公聴会」の定義には制度という意味まで含まれていると確認していたためです。ただ、一方で「公聴会制度」という言葉を使っている文献もございました。また、他

市議会のホームページでも確認したところ、例えば、京都市議会では「参考人制度」と「公聴会」を対比して使っておられましたが、広島市議会では「参考人制度」と「公聴会制度」を対比して使っておられました。調査結果の御報告は以上です。

宮本政志委員長　今、岡田係長から事務局の見解を言っていました。伊場委員の指摘はなかなか重要なところで、私も考えが及んでいなかったです。今、事務局の見解を説明してもらったので、それを踏まえた上でしっかり議論していただいて、「制度」を付け加えるかどうかを決めてほしいです。皆さん、何か御意見はございますか。

吉永美子議員　もともとはこの議会基本条例の中では、第21条は参考人制度と公聴会制度という文言であったわけです。これによってこれまで支障が出たことは全くないと認識しておりまして、このままで悪いわけではございませんので、見出しを「参考人制度及び公聴会制度の活用」としたほうがより分かりやすい表現になると感じております。

笹木慶之委員　第21条の関係で、もともと見出しの部分での表現にクエスションがあって改正したわけです。先ほどあったように、本文の中に参考人制度や公聴会制度という文言が入っております。先ほど事務局からそういう説明もありました。それらを含めて考えたときに、見出しの部分を「参考人制度及び公聴会制度の活用」で修正したらいいのではないかと思います。

宮本政志委員長　当初、これをつくったときの議会は、「制度」という文言を本文にしっかり入れたというところが見えてくるんですよ。伊場委員が指摘するまで気づかなかったけど、吉永議員が言われたことが核になるんじゃないかと思います。伊場委員、どうですか。

伊場勇委員　「制度」を付け加えてよろしいかと思います。地方自治法のと

り、「公聴会の活用」というのも文言としてはいいと思うんですけども、基本条例の中での書き方としては「制度」を入れたほうが分かりやすいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 今、3人の方が「（参考人制度及び公聴会制度の活用）」に変えようと言われているんだけど、大井委員、いかがですか。

大井淳一郎委員 事務局及び委員の御意見もありますし、また、第21条の本文に「参考人制度及び公聴会制度」と書いてあることを考えると、また、そもそも表題は「条文の文言を一言で表すとどうなるか」となりますので、その意味からしても、条文の文言に符合する形で「（参考人制度及び公聴会制度の活用）」と直したほうがよろしいかと思います。

宮本政志委員長 そうすると、皆さん意見は一緒ですね。それでは、そのほかの部分で御意見はございますか。

大井淳一郎委員 第26条、議会広報の充実について、先ほど「独自の観点から分かりやすく情報提供」ということでありますけれども、「情報提供」と「情報発信」とはよく比較されるところでございます。休憩中に調べたんですが、「情報提供」とは相手の求めに応じて情報を提供すること、で、「情報発信」とは自ら能動的に情報を出していくことという違いがあります。そのことから我が市議会の立場からすれば、積極的に能動的に情報を発信するというほうがなじみやすいのかなと思いますので、第26条は「独自の観点から分かりやすく情報を発信し」とするほうがよろしいと思いますが、皆さんの意見も聞きたいと思います。

伊場勇委員 私も「提供」から「発信」にしたほうがいいと思います。市勢に関心を持っていただきたいわけですから、要望があって提供するよりも、こちらが積極的に発信することによって市政に関心を持ってもらおうという意図や目的がこの中にあると思いますので、「提供」より「発信」

のほうが望ましいと思います。

吉永美子議員 この改正前は2項に分かれていましたが、分かりやすく情報提供しますということを踏襲する形になっているので、自然な流れだと思います。しかし、大井委員が言われましたように、「提供」とは相手の求めに応じてということだけだとは思っておりません。こちらから提供ということもあるとは思いますが、しかし、受け止め方によっては、「発信」のほうがより積極的だというイメージを持つと思いますので、「発信」でいいと思います。

笹木慶之委員 私ももともと申し上げた第6章の中で、説明責任を果たす議会という部分があるんですよね。それに関連して考えるならば、やはり積極的な対応のほうが、より市民になじむんじゃないかと思いました。したがって、確かに文言だけの問題があるかもしれませんが、内容的には変わりませんが、やはり発信するという形のスタンスを取ったほうがいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
そうしますと、これで前文から第36条までの皆さんの御意見が出ましたので、委員会議決に入る前に暫時休憩します。

午後3時 休憩

午後3時15分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。本日の前文から第36条までの議論を一とおり事務局がまとめてくれているみたいなので、岡田係長、そのまとめをお聞きしてもいいですか。

岡田議会事務局議事係長 それでは、本日の資料となっております新旧対照表を基に確認させていただきます。まず、新旧対照表の中から本日の議論でさらに変更となった部分が3点ほどあったと存じますので、その点を確認させていただきます。まず、第6条、自由討議の保障の改正が全てなくなりまして、現行のままの条文となったと存じます。そして、第21条について、現在の見出しは「（公聴会及び参考人制度の活用）」となっておりますところが、「（参考人制度及び公聴会制度の活用）」となったか存じます。そして最後に、第26条について、「新しく独自の視点から分かりやすく情報を提供し」となっておりましたところが、「独自の視点から分かりやすく情報を発信し」と変更になったと存じます。以上3点が参考資料から変わった部分だと思われます。再度、御確認をお願いいたします。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございましたが、訂正はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、前文から第36条までで三つのことがありました。それを踏まえて基本条例の改正について、委員会議決を採りたいんですけど、皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の1点目は終わります。2点目のその他に入りますが、委員の皆さん、何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、御発言をどうぞ。

高松秀樹議長 お疲れさまです。本会議場において、新型コロナウイルス対応で、アクリル板を一部の席に設置しています。このアクリル板の必要性和、現在、一般質問時において30分程度で一度休憩を取っていますが、この休憩の必要性について議論して結論を出していただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、高松議長から二つの諮問を受けました。まず一つ目から議論に入りましょう。本会議場の後ろの議員席、つまり私や伊場委員の

席の前にアクリル板があります。そのアクリル板の撤去について議長から諮問がありました。御意見はございますか。

伊場勇委員 設置した当初とは状況が変わっていますので、アクリル板は撤去してもいいと思います。もちろん、インフルエンザ等感染症がはやったときには自己判断でしっかりマスクをするなどの予防はしていただきたいと思いますが、アクリル板についてはもう撤去してよろしいと思います。

宮本政志委員長 そのほか、委員の皆さんどうですか。もし撤去が今日決まれば、6月定例会からは撤去になりますね。他の委員の皆さん、どうですか。

笹木慶之委員 撤去に賛成します。

大井淳一郎委員 私も撤去に賛同いたします。

宮本政志委員長 吉永議員、どうですか。

吉永美子議員 賛成いたします。本会議では、ないほうがやりやすいと思います。

宮本政志委員長 事務局、これは大きな費用はかかりませんね。

岡田議会事務局議事係長 アクリル板の撤去に関しましては、今は後列の議員席にのみに残っている状態ですが、前回、そのほかのところを撤去した際には職員で対応できましたので、このたびも同じだと考えております。

宮本政志委員長 苦勞をかけますが、よろしくお願いします。アクリル板は撤去ということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それともう一つ

議長から諮問がございました。今、一般質問の際に、間で休憩を取っています。その休憩の有無について、御意見はございますか。

伊場勇委員　今、一般質問の仕様を少し変えまして運営を行っている中で、全体的に60分で1人の一般質問が終わるような形になっています。となると、例えば20分たって休憩とか10分を残して休憩とか、そういった休憩が入るようになっているので、この休憩をもうなくしてしまって、60分一般質問を行って、入れ替わりのタイミングで10分休憩する形で十分だと思います。換気についても、それで十分だと思います。今は職員の昼休みの時間にずれ込んでいますが、そういったところも時間に余裕ができると議会運営もしやすいと思うので、一般質問の一人の質問者の途中休憩はもう6月定例会からはなくしていいのではないかと思います。

大井淳一郎委員　議員の立場から言うと、仕切り直しの意味から休憩入れてもらったほうがいいという場合もあるんですけども、伊場委員が言われたように、一般質問のやり方が変わっていて、1人当たりが約60分になっております。それとともに、休憩を入れると休憩のたびに市長はじめ執行サイドも含めてですが、2階に降りたり1階に降りたり、また上ってきたりということもありまして、そのことからすれば、なくすという方向についても理解します。

吉永美子議員　実態として、議員によって違いますけれども、一般質問の時間が以前よりは短くなっている傾向にあることは認識しております。ただ、やはり一点申し上げておかないといけないと思うのは、執行部がだらだらと答弁した場合には議長から注意が入ることではありますが、執行部からの答弁については無制限ということになっておりますので、その点も踏まえた上での休憩の取り方は考慮すべきだと思います。休憩自体がなくなることを反対と申し上げているつもりはありませんけれども、議員によっては、執行部の答弁が長いという認識はあると思っています。

笹木慶之委員 前に少し言ったかもしれませんが、新型コロナウイルス対策の関係で換気して今のような状態になりました。私もその形で一般質問をしたわけですが、佳境に入ったときに休憩になると、せっかくの論点がぼけてくるような気がします。だからいろいろな人があるかもしれませんが、やはり今は60分という形の中で新しい制度が動いていますので、それに従って粛々とやったほうがいいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、60分となつてはいないですよ。

吉永美子議員 私も60分になったとは認識しておりません。30分たったから休憩ではなくて、議員自身がいつ休憩すると通告書を出しているわけですから、半端で切れるということはないわけです。その点だけは申し上げておきます。

宮本政志委員長 吉永議員が言うとおりです。

笹木慶之委員 その点については訂正します。休憩はなしにやってもらうということでお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員 確認ですが、一般質問者が入れ替わる時には休憩を設けるということによろしいですよ。その内容によっては、部長の後ろの次長クラスや一部の課長が交代することがありますので、議員と議員の間の休憩は入れるべきかと思います。

宮本政志委員長 先ほど議長は一人の一般質問中のことをおっしゃいました。議員と議員が入れ替わる時の休憩のことはおっしゃっておられません。あくまで一人の一般質問の間の休憩のことです。皆さんの御意見をお聞きすると、この休憩は廃止してもいいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、アクリル板の撤去、それから一人の一般質問者の途

中の休憩は廃止ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹議長 では、一般質問の途中休憩が廃止ということで、事務局サイドは通告書の様式の変更をお願いいたします。

中村議会事務局次長 議長がおっしゃるとおりに変更しておきます。

宮本政志委員長 議長、そのほかには何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の第４７回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後３時２５分 散会

令和７年（２０２５年）４月１１日

議会運営委員長 宮 本 政 志